別紙様式第十五の二の次に次の様式を加える。

別紙様式第十五の三

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

証券の貸借取引の残高に関する報告書

共通項目																			
取引種類		証券発行体の区分		対象年				報告者コード					勘定区分						

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者：

氏名又は名称

及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者の区分（該当分に○）

1．銀行　2．その他金融機関　5．その他

住所又は所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者記名押印又は署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名（電話番号） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（外貨証券：百万米ドル単位、円払証券：億円単位）

非居住者投資家の所在国又は地域（居住者発行円払証券）			証券発行体の所在国又は地域（非居住者発行証券）			証券種類	証券種類コード			長短区分		年末残高	原通貨コード		

（記入要領）

1　西暦により記入すること。
2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
3　本報告書は、外貨証券（法第６条第１項第12号に規定する証券をいう。）及び円払証券（法第６条第１項第12号に規定する外貨証券以外の証券をいう。）に係る非居住者との間の貸借取引の年末残高を記入すること。
4　「共通項目」及び「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
5　本報告書は、「共通項目（取引種類から勘定区分まで）」欄の内容が異なるごとに別葉として作成すること。
6　外貨証券に係る報告については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円払証券に係る報告については億円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
7　本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者と行なった証券貸借取引の年末残高を除いて報告すること。前記の経由となる証券貸借取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引の年末残高を含めて報告すること。
8　記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次葉として報告すること。

（日本工業規格Ａ３）